

1 1 . 5 1

共同出願又は共同審判における出願人等の表示が甲「ほか何名」である場合の取扱い

1. 通常出願、変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願、特許権の存続期間の延長登録出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の手続において願書の出願人の表示が甲「ほか何名」となっており、「ほか何名」に該当する出願人の具体的記載がない場合には以下のとおりとする。

(1) 通常出願、変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願、特許権の存続期間の延長登録出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願については、願書に添付された書面（援用された書面を含む。）又は、原出願若しくは登録原簿に「ほか何名」に該当する出願人と認定できる記載があるときは、方式上の不備があるものと認め、当該出願人全員を表示した書面を提出するよう手続の補正を命ずる。

(2) 通常出願であって(1)の添付書面に出願人と認定できる記載がないときは、「ほか何名」の記載がないものとする。

(3) 変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願、特許権の存続期間の延長登録出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の出願人であって、原出願の出願人又は特許（実用新案、商標）登録原簿の権利者と出願人「甲」の部分とが一致するときは、「ほか何名」の記載がないものとする。

2. 中間書類については以下のとおりとする。

(1) 意匠における出願変更届において「出願人」の表示が甲「ほか何名」となっている場合であっても、出願人全員を記載した願書を添付したときには受理する。

(2) 中間書類（(1)に掲げるものを除く。）において「手続をする者」の表示が甲「ほか何名」となっている場合は、「ほか何名」の記載がないものとする。

ただし、中間書類の手続であっても出願の取下げ、出願の放棄、優先権主張の取下げ、出願公開の請求、特許異議申立ての取下げ及び審判請求の取下げについては、この限りでない。

3. 出願審査請求書の請求人の表示が甲「ほか何名」となっている場合は、「ほか何名」の記載がないものとする。

4. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判又は訂正審判に係る請求書の請求人の表示が甲「ほか何名」となっている場合は、手続の補正を命ずるものとす

る。 (→ 21. 53)

5. 「ほか何名」の記載がない場合であっても、添付書面を含めて全体から表示された手続者以外の手続者の特定をすることができるときは、手続者の表示の不備について手続の補正を命ずる。

(改訂平成27・4)